

別紙1 本株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社（以下「**U.S.M.H**」という。）及び株式会社いなげや（以下「いなげや」という。）は、2024年4月18日（以下「**本契約締結日**」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

第1条（本株式交換）

U.S.M.H 及びいなげやは、本契約の規定に従い、U.S.M.H を株式交換完全親会社、いなげやを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「**本株式交換**」という。）を行い、U.S.M.H は、本株式交換により、いなげやの発行済株式の全部を取得する。

第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

U.S.M.H 及びいなげやの商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) U.S.M.H（株式交換完全親会社）

商号：ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社

住所：東京都千代田区神田相生町1番地

(2) いなげや（株式交換完全子会社）

商号：株式会社いなげや

住所：東京都立川市栄町六丁目1番地の1

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

- U.S.M.H は、本株式交換に際して、本株式交換により U.S.M.H がいなげやの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「**基準時**」という。）におけるいなげやの株主名簿に記載又は記録された株主（但し、U.S.M.H を除く。以下「**本割当対象株主**」という。）に対し、その保有するいなげやの普通株式の数の合計数に **1.46**（以下「**本交換株式比率**」という。）を乗じて得た数の U.S.M.H の普通株式を交付する。
- 前項の対価の割当てについては、U.S.M.H は、本割当対象株主に対して、その保有するいなげやの普通株式 **1** 株につき、本交換株式比率を乗じて得た数の U.S.M.H の普通株式を割り当てる。
- U.S.M.H が前二項の規定に従い本割当対象株主に対して交付する U.S.M.H の普通株式の数に **1** 株に満たない端数がある場合には、会社法第 **234** 条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第4条（U.S.M.H の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加すべき U.S.M.H の資本金及び準備金の額は会社計算規則第 **39** 条に定

めるところに従い U.S.M.H が別途定める金額とする。

第 5 条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「**本効力発生日**」という。）は、2024 年 11 月 30 日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、U.S.M.H 及びいなげやは協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第 6 条（株主総会の承認）

1. U.S.M.H は、本効力発生日の前日までに、その株主総会において、本契約及び本株式交換に必要な事項について株主総会の承認を求めるとともに、当該株主総会の決議によりこれらの承認が得られるよう実務上合理的な範囲で努力する。
2. いなげやは、本効力発生日の前日までに、その株主総会において、本契約及び本株式交換に必要な事項について株主総会の承認を求めるとともに、当該株主総会の決議によりこれらの承認が得られるよう実務上合理的な範囲で努力する。

第 7 条（自己株式の消却）

いなげやは、本効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式の全て（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を基準時をもって消却する。

第 8 条（事業の運営等）

U.S.M.H 及びいなげやは、本契約締結日から本効力発生日までの間、通常の業務の範囲内で、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして、善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせ、相手方当事者の事前の書面による承諾がある場合を除き、自ら又はその子会社をして、財産状態に大幅な変化をもたらさうる行為又は本株式交換に重大な影響を及ぼさうる行為を行わず、又は行わせないものとする。

第 9 条（本契約の変更及び解除）

本契約締結日以降本効力発生日の前日までの間において、U.S.M.H 又はいなげやの財産状態又は経営状態に重要な変更が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、U.S.M.H 及びいなげやは、協議の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 10 条（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに、(i)第 6 条に定める U.S.M.H 及びいなげやの株主総会の承認が得られない場合、(ii)法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合、又は(iii)前条に基づき本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第 11 条（準拠法・管轄裁判所）

本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈され、本契約の履行及び解釈に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 12 条（誠実協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた場合には、U.S.M.H 及びいなげやは誠実に協議し、その解決に努めるものとする。

（以下 余白）

本契約成立の証として、本書 2 通を作成し、各自記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

2024 年 4 月 18 日

U.S.M.H : 東京都千代田区神田相生町 1 番地
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 藤田 元宏



本契約成立の証として、本書 2 通を作成し、各自記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

2024 年 4 月 18 日

いなげや : 東京都立川市栄町六丁目 1 番地の 1
株式会社いなげや
代表取締役社長 本杉 吉真

